

#### 4 公園に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
1	出入口	<p>1 一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ただし、やむを得ず生ずる段差であり、かつ、当該段差が二センチメートル以下である場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 車止めのための柵を設ける場合においては、当該柵の間隔は、九十センチメートルが標準であること。</p> <p>2 車道に接する出入口は、点状ブロック等を敷設すること等により道路との境界を容易に識別できるものとする。</p>
2	園路(歩行の用に供するものに限る。以下同じ。)	<p>1 の項に定める構造の出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げであること。</p> <p>ロ 階段を設ける場合においては、当該階段は、1 の表 2 の項イ、ロ及びへに定める構造に準じたものであること。</p> <p>ハ 有効幅員は、百二十センチメートル以上であり、百八十センチメートル未満である場合にあっては、車椅子がすれ違うことのできる場所が適宜設けられていること。</p> <p>ニ 縦断勾配は、四パーセント以下であり、三パーセント以上四パーセント以下の部分が三十メートル以上続く場合にあってはその途中に百五十センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。</p> <p>ホ 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたが設けられていること。</p> <p>へ 縁石線によって区画された敷地の部分を切り下げる場合においては、園路に接する切下げ部分の有効幅員は、百二十センチメートル以上であり、勾配は、八パーセント以下であること。</p> <p>ト 傾斜路を設ける場合においては、その両側に高さ十センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p> <p>チ 危険防止のために必要な箇所には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>リ 公園全体の概要を示す案内板のうち一以上の案内板の文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により、見やすいものであること。</p>
3	駐車場	<p>1 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場(特殊装置のみを用いるものを除く。)を設ける場合には、そのうち一以上に、1 の表 6 の項第 2 号に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から 1 の項に定める構造の出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>